

すべての妊婦さんを
応援します！

令和7年4月より開始



妊婦支援給付

のご案内

給付金を受け取るためには、申請が必要です。

阿久根市では、すべての妊婦さんや子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、保健師が面談等を通じて相談に応じ、妊婦さんの身体的・精神的ケアをおこないます。また、経済的支援として妊婦支援給付金を支給します。

対象者

令和7年4月1日以降、妊娠された方

※流産（自然・人工）または死産の場合も対象となります。



支給額

- ① 妊娠期間中 ▶▶▶ 5万円
- ② 出生後 ▶▶▶ 妊娠している子どもの人数×5万円

	妊婦支援給付金(1回目)	妊婦支援給付金(2回目)
申請時期	母子手帳交付(妊娠届出)時	出生届出後の新生児訪問時
申請方法	妊婦支援給付金(1回目)の申請書に必要事項を記入し、申請していただきます。	妊婦支援給付金(2回目)の申請書に必要事項を記入し、申請していただきます。
申請に必要なもの	通帳またはキャッシュカードの写し (※必要に応じて)	
支給方法	口座振込 ※支給対象者(妊婦本人)の口座に限ります。	
給付時期	申請された月の翌月中旬頃に、指定の口座へ振り込みます。 ※書類に不備があった場合は、振り込みが遅くなることがあります。	

この給付金制度は、国が創設した「妊婦支援給付金」に基づくものであり、全国的に実施されています。妊娠後に阿久根市に転入し、以前お住まいの市町村からすでに妊婦支援給付金(1回目)を受け取っている方や、出産・子育て給付金を受け取っている方は、妊婦支援給付金の対象外となる場合があります。



【問合せ】
こども保健課 こども家庭係
TEL:0996-79-3039(直通)
阿久根市役所 5番窓口